

令和8(2026)年度

# 水質検査計画



摂津市上下水道部

摂津市上下水道部では、市民の皆様に安全で水をおいしく飲める水道をとどけるために、これまで行ってきた水質検査の結果を踏まえ、令和 8(2026)年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

### 【水質検査計画とは】

水質検査計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数などを定めたものになります。法令で規定され、毎年、年度が始まる前に策定し公表することになっています。

### 【計画の内容】

#### (目次)

1. 基本方針 . . . . .	2
2. 水道事業の概要 . . . . .	3
3. 原水及び水道水の水質状況 . . . . .	5
4. 採水場所 . . . . .	7
5. 水質検査項目及び検査回数 . . . . .	8
6. 水質検査方法 . . . . .	13
7. 臨時の水質検査 . . . . .	14
8. 水質検査結果の公表等 . . . . .	14
9. 検査結果の評価及び計画の見直し . . . . .	14
10. 水質検査の精度と信頼性の確保 . . . . .	15
11. 関係機関との連携 . . . . .	15

## 1. 基本方針

---

摂津市では、供給する水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために、以下の方針に基づき水質検査計画を作成し、水質検査を実施していきます。

- (1) 採水地点は、水道法で義務付けられている給水栓水(蛇口から出る水)の検査に加え、原水(浄水処理を行う前の水)、浄水場の出口及び大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)から受水した送水所の出口とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査項目及び水質基準項目と水質管理上必要とされる水質管理目標設定項目、ダイオキシン類及びクリプトスポリジウム等について行います。
- (3) 検査回数は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査の結果は、摂津市上下水道部ホームページで公表します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和6年度

区 分	内 容
給 水 区 域	摂津市域全域
給 水 人 口 (人)	86,300
普 及 率 (%)	100
給 水 戸 数 (戸)	43,512
一 日 最 大 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	29,180
一 日 平 均 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	26,940

### (2) 配水系統

No.	配水系統	
1	千里丘水系	企業団水
2	太中水系	自己水 + 企業団水
3	中央水系	企業団水
4	鳥飼水系	企業団水

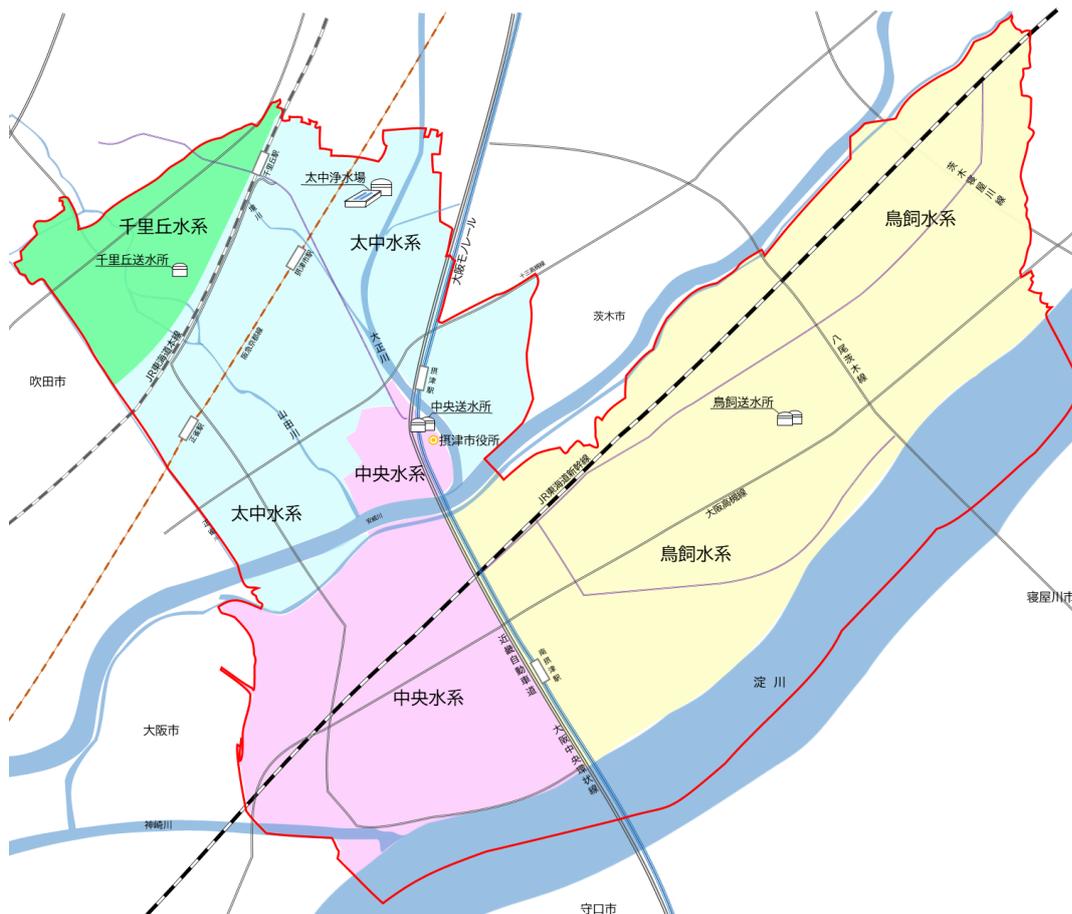


図 - 1 配水系統図

### (3) 浄水場の概要

#### ○太中浄水場

水源は、深さ 150～200m の地下水で、浄水場内に3本と場外に 2 本の計5本の地下水から取水し、浄水処理を行っています。

#### ◇施設概要

所在地	摂津市昭和園6番11号
敷地面積	10,427.01㎡
水源の種類	地下水(深井戸)
施設能力	12,500㎡/日
平均自己水量	5,444㎡/日
浄水処理方法	薬品沈澱・急速ろ過式 薬品沈澱・急速ろ過方式:原水中の懸濁物質を凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)を用いて沈澱分離し、その上澄水をろ過して不純物を除去する方法
沈澱池	内径13m 深さ5m 3池 18,000㎡/日
ろ過池	ろ過面積36㎡ ろ過速度120m/日 6池 24,000㎡/日
使用薬品	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム pH調整剤 苛性ソーダ 消毒剤 次亜塩素酸ナトリウム

### (4) 企業団からの受水状況

企業団の水道水(以下「企業団水」という。)を受水し、一旦配水池に貯水して配水ポンプで加圧して、水道水を供給しています。

#### ○鳥飼送水所

#### ◇施設概要

所在地	摂津市鳥飼本町三丁目11番35号
敷地面積	5,278.00㎡
施設能力	24,800㎡/日
平均配水量	8,617㎡/日
企業団水	浄水場:三島浄水場 水源:淀川
浄水処理方法	高度浄水処理方式

#### ○中央送水所

#### ◇施設概要

所在地	摂津市三島一丁目1番10号
敷地面積	5,424.00㎡
施設能力	20,200㎡/日
平均配水量	4,765㎡/日
平均送水量	5,436㎡/日(太中浄水場への送水)
企業団水	浄水場:三島浄水場 水源:淀川
浄水処理方法	高度浄水処理方式

#### ○千里丘送水所

#### ◇施設概要

所在地	摂津市千里丘四丁目6番8号
敷地面積	1,154.12㎡
施設能力	5,000㎡/日
平均配水量	2,678㎡/日
企業団水	浄水場:三島浄水場 水源:淀川
浄水処理方法	高度浄水処理方式

### 3. 原水及び水道水の水質状況

#### (1) 原水の水質状況

##### ○太中浄水場の原水

太中浄水場の水源は深井戸から地下水を汲み上げており、年間を通して水温が安定し、カルシウムやマグネシウム等のミネラル成分が豊富です。一方、鉄やマンガンも多く含まれているため、凝集沈殿・ろ過による処理を行っています。また、一部の深井戸からはテトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物が検出されているため、気曝設備により除去しています。その他、地下水汚染等の早期発見のために注意を払っています。

##### 【留意すべき項目】

- ・金属類(鉄、マンガン等)
- ・揮発性有機物(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等)
- ・色度、濁度
- ・有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)

##### ○企業団水の原水

企業団水の水源は淀川であり、水の反復利用がおこなわれています。生活・工場排水による汚染等によって発生する硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素などが懸念されますが、企業団は安定した浄水処理を行っていくうえで常に原水の水質について監視しています。また、企業団の三島浄水場ではオゾン・活性炭処理による高度浄水処理を行っています。

#### (2) 水道水の水質状況

太中水系は、太中浄水場でつくられた水道水と企業団水をブレンドした水道水が配水されており、千里丘水系、中央水系、鳥飼水系は、企業団水がそのまま配水されています。水道水は、給水栓(蛇口)に届くまでに残留塩素のほか、トリハロメタンなどの消毒副生成物の濃度が変化するため、注意を払って管理しています。また、企業団水が生活・工場排水により発生する硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を含むことが懸念されるため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素についても検査頻度を増やし管理しています。水道水は、すべての検査項目において水質基準に適合しており、安全性を確認しています。(表 - 1参照)

##### 【留意すべき項目】

- ・残留塩素
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩素酸
- ・臭素酸
- ・総トリハロメタン  
(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブromoホルム)



令和6年度に実施した水道水の水質検査の結果は、表-1のとおりになります。

表 - 1 水道水の水質検査結果

(令和6年度平均値)

項 目	水質基準	鳥 飼 水 系	中 央 水 系	千 里 丘 水 系	太 中 水 系
1 一般細菌	100/1mL中以下	0/mL	0/mL	0/mL	0/mL
2 大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満	—	—	0.00005mg/L未満
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	—	—	0.001mg/L未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.9mg/L	0.9mg/L	0.9mg/L	0.4mg/L
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08mg/L未満	0.014mg/L	0.014mg/L	0.08mg/L未満
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	—	—	0.005mg/L未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.21mg/L
22 クロロ酢酸*	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	—	—	0.002mg/L未満
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.006mg/L未満	0.006mg/L未満	0.006mg/L未満	0.006mg/L未満
24 ジクロロ酢酸*	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	—	—	0.003mg/L未満
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満
26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001mg/L	—	—	0.001mg/L
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01mg/L	0.01mg/L未満	0.01mg/L	0.01mg/L未満
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L未満	—	—	0.003mg/L未満
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005mg/L	0.004mg/L	0.005mg/L	0.003mg/L未満
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満	0.009mg/L未満
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L未満	—	—	0.008mg/L未満
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	18.1mg/L	17.9mg/L	18.0mg/L	27.8mg/L
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
38 塩化物イオン	200mg/L以下	16.7mg/L	17.0mg/L	16.9mg/L	21.8mg/L
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	41mg/L	41mg/L	41mg/L	63mg/L
40 蒸発残留物	500mg/L以下	90mg/L	90mg/L	90mg/L	164mg/L
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L未満	—	—	0.02mg/L未満
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	0.00001mg/L未満	—	—	0.00001mg/L未満
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	0.00001mg/L未満	—	—	0.00001mg/L未満
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	—	—	0.002mg/L未満
45 フェノール類*	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満	—	—	0.0005mg/L未満
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.7mg/L	—	—	0.5mg/L
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.2	7.2	7.2	7.2
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5度以下	1度未満	1度未満	1度未満	1度未満
51 濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満

## 4. 採水場所

### (1) 水道水

水質基準項目の採水場所については、配水システムの末端4か所を選定しています。採水場所は、原則として給水栓で行いますが、配水管の中で水質変化が起こらない項目については、浄水場・送水所出口で採水します。

浄水場・送水所出口と市内管末付近に水質自動監視装置(水質モニター)を設置しており、毎日検査は市内管末付近に設置しています6か所の水質自動監視装置(水質モニター)で行っています。



写真:千里丘水系末端(市場池水質モニター)



写真:鳥飼水系末端(鳥飼上水質モニター)

図 - 2 水質検査採水場所

水質検査採水場所							
中央水系		太中水系		千里丘水系		鳥飼水系	
①	中央送水所 出口	②	太中浄水場 出口	③	千里丘送水所 出口	④	鳥飼送水所 出口
⑦	別府	⑥	旧三宅小学校	⑤	市場池	⑨	鳥飼八町
⑧	味生小学校	⑪	安威川公民館			⑩	鳥飼上

①から⑩は、水質自動監視装置の場所を示しており、毎日検査は⑤から⑩で行っています。水質基準項目の採水場所は、⑤、⑧、⑩、⑪で行っています。

## 5. 水質検査項目及び検査回数

### (1) 原水と水源

太中浄水場の水源は、深さ150mから200mの深井戸になり、浄水場内に4か所、場外に2か所の計6か所から取水しています。令和5年8月から場内にある2号井戸の取水を停止しています。水源の水質は、鉄やカルシウムなどが多く含まれています。

表 - 2 令和6年度水源の水質検査結果

(令和6年度平均値)

項 目	1号井戸	3号井戸	4号井戸	5号井戸	6号井戸	混合原水
1 一般細菌	0/mL	0/mL	0/mL	0/mL	0/mL	0/mL
2 大腸菌	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 カドミウム及びその化合物	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4 水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	0.00005mg/L未満
5 セレン及びその化合物	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6 鉛及びその化合物	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7 ヒ素及びその化合物	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
8 六価クロム化合物	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
9 亜硝酸態窒素	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	-	-	-	-	-	0.001mg/L未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
12 フッ素及びその化合物	0.08mg/L未満	0.08mg/L未満	0.08mg/L未満	0.08mg/L未満	0.08mg/L未満	0.08mg/L未満
13 ホウ素及びその化合物	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14 四塩化炭素	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	0.005mg/L未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.020mg/L	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
17 ジクロロメタン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
18 テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.015mg/L	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
19 トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.003mg/L	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20 ベンゼン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21 塩素酸	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満
22 クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-
23 クロロホルム	-	-	-	-	-	-
24 ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-
25 ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	-	-
26 臭素酸	-	-	-	-	-	-
27 総トリハロメタン	-	-	-	-	-	-
28 トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-
29 ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	-	-
30 ブロモホルム	-	-	-	-	-	-
31 ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-
32 亜鉛及びその化合物	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.2mg/L	0.1mg/L未満
33 アルミニウム及びその化合物	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
34 鉄及びその化合物	8.3mg/L	11.1mg/L	13.0mg/L	11.6mg/L	4.6mg/L	9.5mg/L
35 銅及びその化合物	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
36 ナトリウム及びその化合物	13.0mg/L	14.5mg/L	14.5mg/L	14.7mg/L	9.4mg/L	14.4mg/L
37 マンガン及びその化合物	1.3mg/L	1.4mg/L	1.9mg/L	1.8mg/L	1.2mg/L	1.4mg/L
38 塩化物イオン	11.7mg/L	15.7mg/L	21.3mg/L	22.5mg/L	2.6mg/L	16.3mg/L
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	80mg/L	87mg/L	96mg/L	95mg/L	57mg/L	85mg/L
40 蒸発残留物	204mg/L	233mg/L	250mg/L	239mg/L	156mg/L	225mg/L
41 陰イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	0.02mg/L未満
42 ジェオスミン	-	-	-	-	-	0.000001mg/L未満
43 2-メチルイソボルネオール	-	-	-	-	-	0.000001mg/L未満
44 非イオン界面活性剤	-	-	-	-	-	0.002mg/L未満
45 フェノール類	-	-	-	-	-	0.0005mg/L未満
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	-	-	-	-	-	0.6mg/L
47 pH値	6.4	6.3	6.3	6.3	6.6	6.5
48 味	-	-	-	-	-	-
49 臭気	金気臭	金気臭	金気臭	金気臭	金気臭	金気臭
50 色度	2度	1度未満	1度	2度	2度	36度
51 濁度	0.5度	0.1度未満	0.3度	0.3度	0.1度未満	6.8度

(2) 法令に基づいて行う水質基準の水質検査項目と検査回数

水質基準の項目は、水道水が備えるべき水質上の要件であり、全ての水道水に一律に適用され、金属類や一般有機化学物質など52項目あります。項目ごとにそれぞれ基準値が定められ、水道により供給される水は、この基準全てに適合しなければなりません。

- 1) 色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の3項目の検査は、1日1回以上検査を行います。
- 2) 水質基準項目の一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の13項目の検査は、1か月に1回以上行います。
- 3) 水質基準項目のうち、上記2)以外の検査は、原則1か月又は3か月に1回以上行う必要がありますが、過去の検査結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査頻度の緩和や検査の省略が可能となっています。検査頻度を緩和している項目は、水銀及びその化合物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)の4項目です。
- 4) 水銀及びその化合物、陰イオン界面活性剤は、過去3年間に於いて検出がないことを確認しているため、検査頻度を年1回にしています。
- 5) ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、原因となる藻類発生時の夏場に1回検査を実施します。ただし、異常が認められる場合には追加で検査を行います。

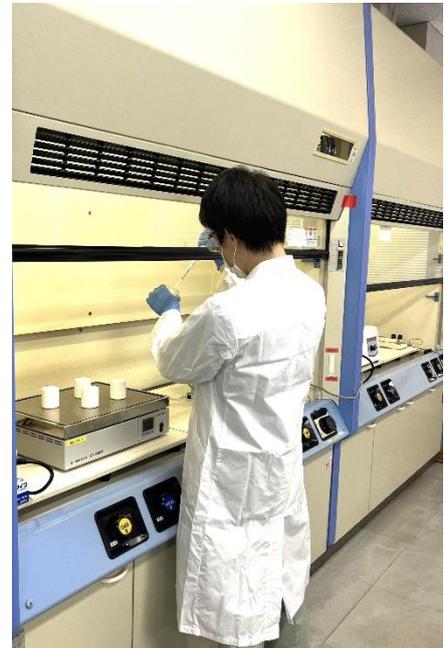


表 - 3 水質検査項目と検査回数

番号	定期検査項目	分類	水質基準	給水栓の過去3年間の最大値	法定の検査頻度	緩和可能な検査頻度	検査回数 (回/年)	
							太中浄水場 原水	給水栓
基1	一般細菌	病原生物	100/mL以下	0/mL	1回/月	1回/月	12	12
基2	大腸菌		検出されないこと	検出しない			12	12
基3	カドミウム及びその化合物	金属	0.003mg/L以下	0.0003mg/L未満	1回/3年	1回/3年	4	4
基4	水銀及びその化合物 *1		0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満			1	1
基5	セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			4	4
基6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			4	4
基7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			4	4
基8	六価クロム化合物		0.02mg/L以下	0.002mg/L未満			4	4
基9	亜硝酸態窒素	無機物質	0.04mg/L以下	0.007mg/L	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			1	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 *3		10mg/L以下	1.1mg/L			12	12
基12	フッ素及びその化合物	金属	0.8mg/L以下	0.09mg/L	1回/3ヵ月	1回/3年	4	4
基13	ホウ素及びその化合物		1.0mg/L以下	0.1mg/L未満			4	4
基14	四塩化炭素		0.002mg/L以下	0.0002mg/L未満			4	4
基15	1,4-ジ オキサソ		0.05mg/L以下	0.005mg/L未満			4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.004mg/L未満			4	4
基17	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.002mg/L未満			4	4
基18	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001mg/L			4	4
基19	トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			4	4
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		0.00005mg/L以下	0.000011mg/L			4	4
基21	ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001mg/L未満			4	4
基22	塩素酸 *4 *5	消毒副生成物	0.6mg/L以下	0.37mg/L	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	-	12
基23	クロロ酢酸 *4		0.02mg/L以下	0.002mg/L未満			-	4
基24	クロロホルム *4		0.06mg/L以下	0.011mg/L			-	4
基25	ジクロロ酢酸 *4		0.03mg/L以下	0.003mg/L未満			-	4
基26	ジブロモクロロメタン *4		0.1mg/L以下	0.01mg/L			-	4
基27	臭素酸 *4		0.01mg/L以下	0.005mg/L			-	4
基28	総トリハロメタン *4		0.1mg/L以下	0.04mg/L			-	4
基29	トリクロロ酢酸 *4		0.03mg/L以下	0.003mg/L未満			-	4
基30	ブロモジクロロメタン *4		0.03mg/L以下	0.012mg/L			-	4
基31	ブロモホルム *4		0.09mg/L以下	0.009mg/L未満			-	4
基32	ホルムアルデヒド *4		0.08mg/L以下	0.008mg/L			-	4
基33	亜鉛及びその化合物		金属	1.0mg/L以下			0.1mg/L未満	1回/3年
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		0.03mg/L	4	4		
基35	鉄及びその化合物 *3	0.3mg/L以下		0.03mg/L未満	12	12		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		0.1mg/L未満	4	4		
基37	ナトリウム及びその化合物	味覚	200mg/L以下	41.4mg/L	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	4	4
基38	マンガン及びその化合物 *3	色	0.05mg/L以下	0.005mg/L未満			12	12
基39	塩化物イオン	味覚	200mg/L以下	25.2mg/L	1回/月	1回/月	12	12
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/L以下	70mg/L	1回/3ヵ月	1回/年	4	4
基41	蒸発残留物	発泡	500mg/L以下	187mg/L	1回/3ヵ月	1回/3年	4	4
基42	陰イオン界面活性剤 *1		0.2mg/L以下	0.02mg/L未満			1	1
基43	ジェオスミン *2	カビ臭物質	0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満	1回/月	原因藻類発生時期に月1回	1	1
基44	2-メチルイソボルネオール *2		0.00001mg/L以下	0.000001mg/L未満			1	1
基45	非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満	1回/3ヵ月	1回/3年	1	4
基46	フェノール類	臭気	0.005mg/L以下	0.0005mg/L未満			1	4
基47	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	味覚	3mg/L以下	0.9mg/L	1回/月	1回/月	4	12
基48	pH値	基礎的性状	5.8以上8.6以下	7.5			12	12
基49	味		異常でないこと	異常なし			-	12
基50	臭気		異常でないこと	異常なし			12	12
基51	色度		5度以下	1未満			12	12
基52	濁度		2度以下	0.1未満			12	12

- \*1 過去3年間に於いて検出がないことを確認しているため、検査頻度を減らしています。
- \*2 原因藻類発生時期である夏場に1回検査を実施します。ただし、異常が認められる場合には追加で検査を実施します。
- \*3 原水に由来することが多く、水質監視強化のため毎月1回行います。
- \*4 消毒副生成物ですので、原水は除外しています。
- \*5 給水栓については、次亜塩素酸ナトリウムの適切な注入率管理のため、毎月1回行います。

### (3) 水質管理目標設定項目の水質検査項目と検査回数

この項目は、水質基準項目ではありませんが、水質管理において留意すべき項目とされています。本市では、表-4のとおり実施します。

農薬類は、浄水場出口で年1回検査し、企業団水である中央、千里丘、鳥飼水系は企業団により検査が実施されます。

表 - 4 水質管理目標設定項目の検査項目と検査回数

番号	定期検査項目	分類	目標値	検査回数(回/年)		
				太中浄水場 原水	浄水場出口	給水栓
目1	アンチモン及びその化合物	金属	0.02mg/L以下	4	-	4
目2	ウラン及びその化合物		0.002mg/L以下(暫定)	4	-	4
目3	ニッケル及びその化合物		0.02mg/L以下	4	-	4
目5	1,2-ジクロロエタン	一般有機化学物質	0.004mg/L以下	4	-	4
目8	トルエン		0.4mg/L以下	4	-	4
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	消毒副生成物	0.08mg/L以下	-	-	1
目10	亜塩素酸 *1		0.6mg/L以下	-	-	-
目12	二酸化塩素 *1		0.6mg/L以下	-	-	-
目13	ジクロロアセトニトリル		0.01mg/L以下(暫定)	-	-	1
目14	抱水クロラール		0.02mg/L以下(暫定)	-	-	1
目15	農薬類	農薬	1以下	-	1	-
目16	残留塩素	消毒	1mg/L以下	-	-	12
目17	カルシウム、マグネシウム(硬度)	味覚	10mg/L以上100mg/L以下	4	-	4
目18	マンガン及びその化合物	色	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	12	-	12
目19	遊離炭酸 *2	味覚	20mg/L以下	-	-	-
目20	1,1,1-トリクロロエタン	一般有機化学物質	0.3mg/L以下	4	-	4
目21	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02mg/L以下	4	-	4
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	味覚	3mg/L以下	-	-	1
目23	臭気強度(TON)	臭気	3以下	-	-	1
目24	蒸発残留物	味覚	30mg/L以上200mg/L以下	4	-	4
目25	濁度	基礎的性状	1度以下	12	-	12
目26	pH値		7.5程度	12	-	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	腐食	-1程度以上とし、極力0に近づける	-	-	1
目28	従属栄養細菌	水道施設の健全性の指標	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	-	-	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	一般有機化学物質	0.1mg/L以下	4	-	4
目30	アルミニウム及びその化合物	金属	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	4	-	4

・\*1は、浄水処理に二酸化塩素を使用していないため検査を除外しています。

・\*2は、健康的なリスクを引き起こすものではないため除外しています。

(4) その他の水質検査項目と検査回数

水質基準及び水質管理目標設定項目以外の検査として水道水の安全性をより確保するため、太中浄水場の原水で発がん性物質であるダイオキシン類や耐塩素性病原微生物のクリプトスポリジウム等の検査を実施します。また、水質管理のための調査等が必要と認められる項目を選定し検査を行います。

表 - 5 その他の検査項目と検査回数

番号	定期検査項目	分類	目標値	検査回数 (回/年)	
				太中浄水場 原水	給水栓
要検討4	モリブデン	金属	0.07mg/L以下	1	1
要検討16	スチレン	一般有機化学物質	0.02mg/L以下	-	1
要検討17	ダイオキシン類		1pg-TEQ/L以下 (暫定)	1	-
要検討19	ノニルフェノール		0.3mg/L以下 (暫定)	-	1
要検討20	ビスフェノールA		0.1mg/L以下 (暫定)	-	1
要検討24	フタル酸ジ (n-ブチル)		0.01mg/L以下	-	1
要検討25	フタル酸ブチルベンジル		0.5mg/L以下	-	1
要検討39	キシレン		0.4mg/L以下	1	1
要検討46	要検討PFAS			-	-
指針	クリプトスポリジウム	耐塩素菌		1	-
指針	ジアルジア			1	-
指針	嫌気性芽胞菌	クリプト指標菌		4	-



誘導結合プラズマ発光分光質量分析計



イオンクロマトグラフ



ガスクロマトグラフ質量分析計

## 6. 水質検査方法

水質基準項目の水質検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)、水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等は厚生労働省健康局水道課長通知により行います。

なお、自己検査と委託検査の区分については、表-6のとおりです。

表 - 6 自己検査と外部委託検査項目

水質基準項目		管理目標設定項目		
項目	検査区分	項目	検査区分	
1	一般細菌	自己検査	1 アンチモン及びその化合物	自己検査
2	大腸菌	自己検査	2 ウラン及びその化合物	自己検査
3	カドミウム及びその化合物	自己検査	3 ニッケル及びその化合物	自己検査
4	水銀及びその化合物	委託検査※1	4 削除	-
5	セレン及びその化合物	自己検査	5 1,2-ジクロロエタン	自己検査
6	鉛及びその化合物	自己検査	6 削除	-
7	ヒ素及びその化合物	自己検査	7 削除	-
8	六価クロム化合物	自己検査	8 トルエン	自己検査
9	亜硝酸態窒素	自己検査	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委託検査※1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委託検査※1	10 亜塩素酸	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自己検査	11 削除	-
12	フッ素及びその化合物	自己検査	12 二酸化塩素	-
13	ホウ素及びその化合物	自己検査	13 ジクロロアセトニトリル	委託検査※1
14	四塩化炭素	自己検査	14 抱水クロラール	委託検査※1
15	1,4-ジオキサン	自己検査	15 農薬類	委託検査※1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自己検査	16 残留塩素	自己検査
17	ジクロロメタン	自己検査	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己検査
18	テトラクロロエチレン	自己検査	18 マンガン及びその化合物	自己検査
19	トリクロロエチレン	自己検査	19 遊離炭酸	-
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	委託検査※1	20 1,1,1-トリクロロエタン	自己検査
21	ベンゼン	自己検査	21 メチル tert-ブチルエーテル(MTBE)	自己検査
22	塩素酸	自己検査	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	自己検査
23	クロロ酢酸	委託検査※1	23 臭気強度(TON)	自己検査
24	クロロホルム	自己検査	24 蒸発残留物	自己検査
25	ジクロロ酢酸	委託検査※1	25 濁度	自己検査
26	ジブromクロロメタン	自己検査	26 pH値	自己検査
27	臭素酸	委託検査※1	27 腐食性(ランゲリア指数)	自己検査
28	総トリハロメタン	自己検査	28 従属栄養細菌	自己検査
29	トリクロロ酢酸	委託検査※1	29 1,1-ジクロロエチレン	自己検査
30	ブromジクロロメタン	自己検査	30 アルミニウム及びその化合物	自己検査
31	ブromホルム	自己検査		
32	ホルムアルデヒド	委託検査※1		
33	亜鉛及びその化合物	自己検査		
34	アルミニウム及びその化合物	自己検査		
35	鉄及びその化合物	自己検査		
36	銅及びその化合物	自己検査		
37	ナトリウム及びその化合物	自己検査		
38	マンガン及びその化合物	自己検査		
39	塩化物イオン	自己検査		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自己検査		
41	蒸発残留物	自己検査		
42	陰イオン界面活性剤	委託検査※1		
43	ジオスミン	自己検査		
44	2-メチルイソボルネオール	自己検査		
45	非イオン界面活性剤	委託検査※1		
46	フェノール類	委託検査※1		
47	有機物(TOC)	委託検査※1		
48	pH値	自己検査		
49	味	自己検査		
50	臭気	自己検査		
51	色度	自己検査		
52	濁度	自己検査		

要検討項目		検査区分
1	モリブデン	自己検査
2	スチレン	委託検査※1
3	ダイオキシン類	委託検査※3
4	ノニルフェノール	委託検査※1
5	ビスフェノールA	委託検査※1
6	フタル酸ジ(n-ブチル)	委託検査※1
7	フタル酸ブチルベンジル	委託検査※1
8	キシレン	自己検査
9	要検討PFAS	-

その他の項目		検査区分
1	クリプトスポリジウム	委託検査※2
2	ジアルジア	委託検査※2
3	嫌気性芽胞菌	委託検査※2

委託先

※1: 市町村水道水質共同検査(大阪広域水道企業団)

※2: 茨木保健所

※3: 大阪健康安全基盤研究所

## 7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある以下のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水処理過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、摂津市上下水道部ホームページに掲載しています。水質検査結果は、摂津市上下水道部ホームページで公表します。

摂津市上下水道部ホームページ水質検査計画

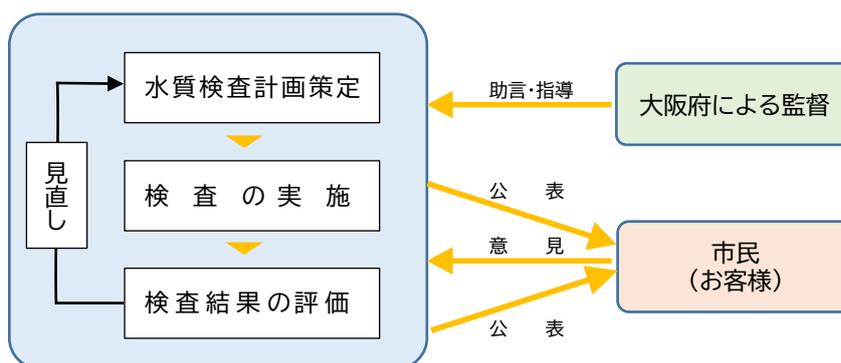
<https://www.city.settsu.osaka.jp/suidou/okyakusama/tainaka/anshinanzen/5814.html>

摂津市上下水道部ホームページ水道水質検査結果

<https://www.city.settsu.osaka.jp/suidou/okyakusama/tainaka/anshinanzen/5813.html>

## 9. 検査結果の評価及び計画の見直し

検査項目の検査結果を地点ごとに水質基準値と比較、評価することで、検査項目や検査頻度を検討し、次年度の計画に反映していきます。また、水質基準に係る省令等の改正、水源水質の状況変化及び水質検査計画や結果への市民からのご意見を考慮して、見直しを行います。



## 10. 水質検査の精度と信頼性の確保

---

検査項目は、多種多様にわたっており、中には極微量の測定項目もあります。水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10以下を定量下限値とし、定量下限値の付近においても精度の高い測定に努めます。

### (2) 信頼性の確保

大阪府が行う外部精度管理に参加し、測定誤差が小さくなるように信頼性の確保に努めます。

## 11. 関係者との連携

---

企業団との情報交換システム(アクアネット大阪)を活用し、水質情報を収集することにより、迅速で適切な措置を講じることができるよう努めます。

また、大阪府茨木保健所及び大阪府環境衛生課、並びにその他水道事業体と連携し、情報共有を図りながら、常に安全で良質な水道水の供給を目指します。

